

平成27年 4月 1日
総務部 管財課

配置技術者の専任期間に関する取扱いの改正について（お知らせ）

1. 改正の目的

- ・ 栗原市の入札公告においては、配置技術者が配置可能である（手持ち工事が無い）状況を確認する基準日を「開札日」と規定しており、実質的に開札日から拘束している状況となっています。
- ・ その一方で、配置技術者を工事現場に専任で配置すべき期間に関する国の取扱いは、建設業法に基づいており、「契約工期」を基本としつつ「現場施工に着手するまでの期間」、「工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間」及び「工場製作のみが行われている期間」は専任を要しないとされており、栗原市と国及び宮城県の取り扱いに差異が生じています。
- ・ 以上の取り扱いの差異に起因した入札事務の混乱が発生していることから、栗原市における取り扱いを建設業法に基づく国及び宮城県の取り扱いと同一の内容に改正するものです。

2. 改正の概要

- ・ 配置技術者における専任の開始期日を、「開札日」から「現場に着手する日」に改正します。

①通常工事

②工場製作・現場据付（現場据付の技術者）

※宮城県の取扱いに準ずる。

3. 施行日

平成27年4月1日以降に公告又は通知する案件から適用